

行政文書開示決定等通知書

木野 龍逸 宛

内閣官房副長官補

古谷 一之



平成27年 8 月 10 日付け行政文書の開示請求（請求する行政文書の名称等：原発事故経済被害対応チーム関係閣僚会合および原子力発電所事故による経済被害対応本部において配付された資料の作成経緯がわかる文書の一切。期間：平成23年 3 月 11 日～ 5 月 12 日）（平成27年 8 月 19 日付け受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- ・「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」の作成経緯を示す文書
- ・第 1 回原子力発電所事故による経済被害対応本部関係資料（各省事前送付資料）
- ・第 1 回原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合関係資料（各省事前送付資料）
- ・第 2 回原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合関係資料（各省事前送付資料）

2 不開示とした行政文書とその理由

なし。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第 5 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。